

球磨村地域おこし協力隊募集要項
(募集業務名：球磨村特産品販路拡大プロデューサー)

1 球磨村の概要

熊本県の南部に位置する球磨村は、日本三急流の一つである球磨川が東西に流れ、球磨川を挟んで山々が連なる、自然豊かな村です。

村では、豊かな水資源を利用した米作りや特産品の一つである梨作りなどの農業や、豊富な森林資源を利用した林業などが地域住民の生業となっています。

2 募集内容

(1) 募集業務

募集業務名：球磨村特産品販路拡大プロデューサー

募集人数：1人

(2) 活動業務内容

(主な活動業務)

村内の直売所において、品ぞろえの確保や、商品の販売などの業務にあたっていただくとともに、球磨村の新たな特産品の開発などに関わっていただきます。

(球磨村の課題)

球磨村には豊かな自然を活かした特産品（棚田米、梨、一勝地赤豚、球磨焼酎、ジビエ等）がある一方、令和2年7月豪雨で大きな被害を受け、現在は特産品を販売できる場所がない状況です。そのため村では、仮設の直売所を開設し、特産品を販売することとしています。

(3) 活動計画案

1年目	<ul style="list-style-type: none">・村内の生産者との連携体制構築・仮設直売所にて特産品の販売（令和8年7月以降）・村内外のイベントの参加及び特産品の販売
2年目	<ul style="list-style-type: none">・新たな球磨村の特産品の開発・道の駅構想に係る調査、協議など
3年目	<ul style="list-style-type: none">・任期終了後の自立に向けた研修（知識、技術）の受講や準備
任期終了後	<ul style="list-style-type: none">・村内に定住し、特産品の販売や開発などの活動していただきたいと考えています。

3 応募要件

- (1) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域を除く。）から本村に移し、住民票を異動させることができる方。
ただし、契約前に本村内に定住し、又は定着している方（既に住民票の異動が行われている方をいう。）を除きます。
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しないこと。
- (3) 心身ともに正常な状態で誠実に地域活動ができること。
- (4) 地域活動に深い理解と熱意を有すること。
- (5) 地域行事などに積極的に参加できること。
- (6) 本村内に定住する意欲があること。
- (7) 普通自動車免許（AT限定可）を有すること。
- (8) 一般的なパソコンの操作ができること。

4 契約内容・活動条件等

(1) 活動場所

球磨村全域

(2) 契約形態及び契約期間等

ア 球磨村地域おこし協力隊として球磨村長が委託します。村との雇用契約はありませんので、健康保険及び年金保険料等は自己負担となります。

イ 契約期間は着任日から令和9年3月31日までです。次年度以降については、1年単位で再契約の可能性があります（最長で3年間）。

(3) 勤務日数及び勤務時間等

勤務日や休日に定めはなく、月に20日程度（140時間程度）の活動を想定しています。村との雇用契約はありませんので、原則的には村役場に出勤する必要はありませんが、業務担当課（復興推進課及び復興推進課ふるさと創生室）との打ち合わせ等に出席いただく場合があります。

また、球磨村地域おこし協力隊設置要綱に基づき、活動報告として日報及び月報を提出していただきます。

(4) 委託料

本業務の実施に係る委託料（活動のために必要な経費）は、予算の範囲内でお支払いしますが、以下の金額を想定しています。

報酬：月額233,300円（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

地域活動に必要な経費：1年間あたり2,000,000円上限

【対象となる地域活動に必要な経費】

- ・村内の住居借上料
- ・自動車借上料
- ・燃料費
- ・各種研修の参加費、旅費
- ・その他地域活動に必要な経費（消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、役員費、原材料費等）

(5) その他

村との雇用契約はないため、委託業務以外に収入を得ることは妨げません。ただし、委託業務遂行の支障にならない範囲での活動をお願いします。

5 応募期間

令和8年4月13日（月）～随時受付

毎月15日まで（15日が閉庁日の場合は、翌営業日まで）に申請受付。

面接は月末実施（日程は1次審査合格者へ通知）

※合格者が決定次第、募集を打ち切ります。

6 応募手続き

次の申込書類に必要事項を記入し、下記の申込先まで郵送で提出してください。

①球磨村地域おこし協力隊申込書 1部

②履歴書 1部

③住民票 1部

※①②の各様式は球磨村ウェブサイトからダウンロードできます。

申込先・問い合わせ先	〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地 球磨村役場 復興推進課 商工観光係 電話 0966-32-1114 E-mail:kankou@vill.kuma.lg.jp
------------	--

7 選考方法・日程

(1) 第1次審査（書類選考）

書類審査の上、結果を応募者全員に通知します。

(2) 第2次審査（面接）

第1次審査合格者を対象に面接試験を実施します。会場は球磨村役場で行いますが、日時は合格者に別途通知します。

※第2次審査会場までの交通費等の経費は応募者の負担となります。

最終結果は、第2次審査終了後、第2次審査受験者全員に文書で通知します。